

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 5 月 29 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ カジモト シュウセツ 株式会社 梶本住設
 住所 〒639-0231 奈良県香芝市下田西2丁目5-12
 代表者氏名 フリガナ カジモト イサオ 代表取締役 梶本 勲
 電話番号 TEL 0745-76-1414 FAX 0745-78-0008
 FAX番号
 メールアドレス info@kajimoto-s.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 14 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

梶本住設 株式会社

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 西宮市 西宮市香芝 1630-0001

TEL 042-78-1414 FAX 0743-19-0008

令和2年5月29日

申請者 氏名又は名称

株式会社 梶本住設

住 所

〒639-0231 奈良県香芝市下田西2丁目5-12

代表者氏名

代表取締役 梶本 勲



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 カジモト 勲 梶本 勲	
取締役 カジモト マツコ 梶本 敦子	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 梶本住設
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒639-0231 奈良県香芝市下田西2丁目5-12 電話番号 TEL 0745-76-1414 FAX 0745-79-0000 FAX番号 メールアドレス info@kajimoto-s.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
梶本 勲	第184413号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 2 年 5 月 29 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	塩ビカッター	VC40	2	
	〃	VC20	4	
	パイプカッター	RB-80-CV (13~150mm用)	3	
	電子セパレーター	CR12V	1	
管の加工用 機械器具	パイプバンダー	1/2~1 1/2インチ	2	
	やすり	300平型判丸型	3	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
管の接合用 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	5	
	パイプレンチ	13mm~100mm	5	
	スパナ		10	
水圧テストポンプ	手動式テスト	T10K	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 5 月 29 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

株式会社 梶本住設
〒639-0231 奈良県香芝市下田西2丁目5-12
代表取締役 梶本 勲



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良県香芝市下田西二丁目5番12号
株式会社梶本住設

会社法人等番号	1500-01-023749
商号	株式会社梶本住設
本店	奈良県香芝市下田西二丁目5番12号
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和2年5月1日
目的	1. 土木・建築工事の設計、企画、管理、施工及び請負 2. 一般建築及び住宅リフォームの設計、施工及び請負 3. マンション、ビル等のリフォームに関する設計及び施工 4. 住宅機器、住宅設備、建築材料及び住宅備品の販売 5. 前各号に附帯又は関連する一切の事業
発行可能株式総数	500株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 250株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。
役員に関する事項	取締役 梶本 勲
	取締役 梶本 敦子
	奈良県香芝市下田西二丁目5番12号 代表取締役 梶本 勲



奈良県香芝市下田西二丁目5番12号
株式会社梶本住設

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。
(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 5月21日
奈良地方法務局橿原出張所
登記官

土 井 哲 也



認 証 定 款

同一の情報の提供

この定款の写しは、原本と相違ありません。

令和2年5月29日

株式会社 梶本住設

〒639-0231 奈良県香芝市下田西2丁目5-12

代表取締役 梶本 勲



奈良県大和高田市大字大中98番地

(大和高田市役所東隣小川ビル内)

高 田 公 証 役 場

公証人 大 竹 聖 一

電話・大和高田(0745) 22-7166

株式会社梶本住設 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社梶本住設と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 土木・建築工事の設計、企画、管理、施工及び請負
2. 一般建築及び住宅リフォームの設計、施工及び請負
3. マンション、ビル等のリフォームに関する設計及び施工
4. 住宅機器、住宅設備、建築材料及び住宅備品の販売
5. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県香芝市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、500株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共

同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前2条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、3名以内とする。

(取締役の資格)

第22条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当社に取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定める。

2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第29条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第30条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第31条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和3年4月末日までとする。

(設立時取締役等)

第32条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 梶本 勲

設立時取締役 梶本 敦子

設立時代表取締役 梶本 勲

(発起人の氏名ほか)

第33条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

奈良県香芝市下田西二丁目5番12号

発起人 梶本 勲 250株、金500万円

(法令の準拠)

第34条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社梶本住設 設立のため、発起人の定款作成代理人である松村美穂は、電磁的記録であるこの定款を作成し、電子署名する。

令和2年4月3日

発起人 梶本 勲

上記発起人の定款作成代理人 松村 美穂

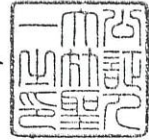


同一の情報の提供

提供の日付： 2020年4月6日

公証人： 14020005

大竹聖一



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

請求対象の登簿管理番号： 20-1402000502000488

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2020年4月6日

請求対象の処理公証人： 14020005

大竹聖一

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

第一八四四一三号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

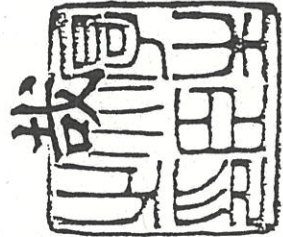
氏名 梶本 勲

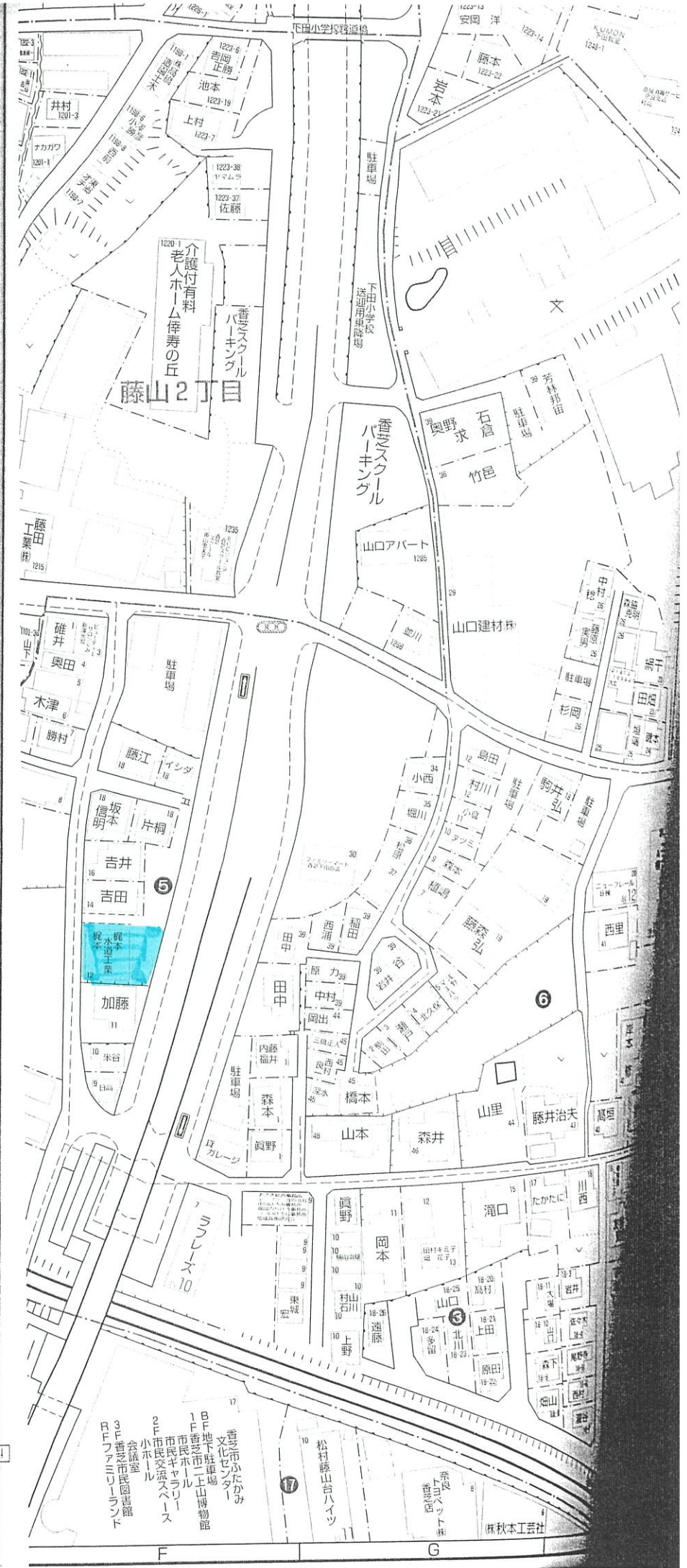
昭和四十六年四月十一日生

水道法(昭和二十五年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

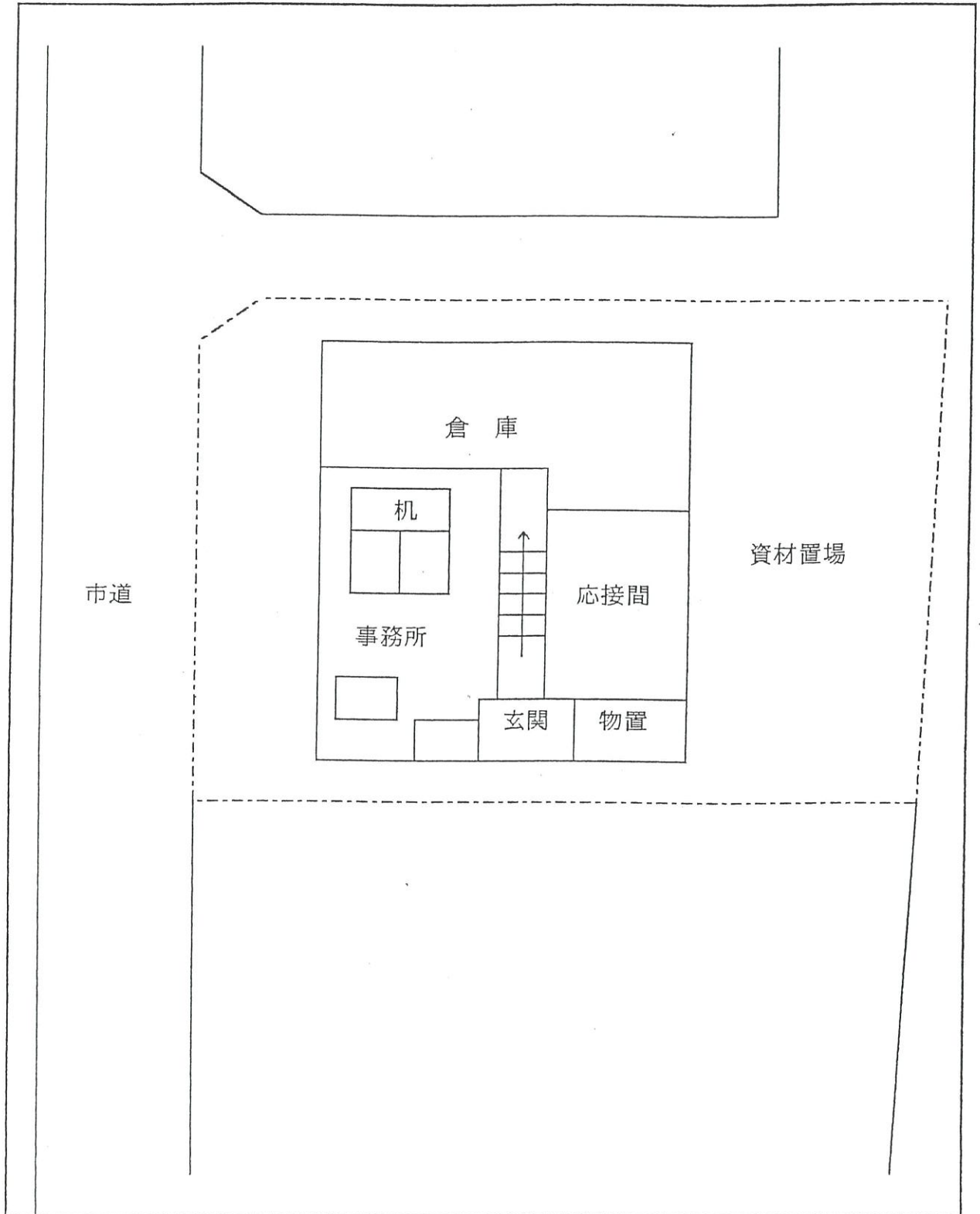
平成十二年三月九日

厚生大臣 丹羽 雄 哉





平面図





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 5 月 29 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称

カジモ シュウセイ
株式会社 梶本住設

住所

〒639-0231 奈良県香芝市下田西2丁目5-12

フリガナ 代表者氏名

カジモ イサオ

電話番号

代表取締役 梶本 勲

FAX番号

TEL 0745-76-1414 FAX 0745-78-0008

メールアドレス

info@kajimoto-s.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 14 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和2年5月29日

届出者

氏名又は名称 株式会社 梶本住設
住 所 〒639-0231 奈良県香芝市下田西2丁目5-12
代表者氏名 代表取締役 梶本 勲



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 梶本住設	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
梶本 勲	第184413号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一八四四一三号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 梶本 勲

昭和四十六年四月十一日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十二年三月九日

厚生大臣 丹羽雄哉

